

福岡県医発第168号(地)

平成20年4月18日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師及び准看護師に
対する再教育研修の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて周知方依頼がありました。

本件は、安心、安全な医療の提供、国民の医療に対する信頼を確保するため、保健師助産師看護師法の一部改正が行われ、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対して、再教育研修が実施されることとなり、今般、その具体的な内容等について取りまとめられました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、福岡県における行政処分を受けた准看護師に対する再教育の具体的な実施方法等については、現在検討中でありますので、後日改めて県より通知される予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

20医指第 59 号

平20年 4月10日

社団法人 福岡県医師会長
社団法人 福岡県看護協会会長
社団法人 福岡県私設病院協会会長
社団法人 福岡県精神科病院協会会長
社団法人 福岡県歯科医師会長
全国自治体病院協会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

(看護指導係)



行政処分を受けた保健師・助産師・看護師及び准看護師に
対する再教育研修の実施について(送付)

本県における看護行政の推進につきましては、日頃から御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について別添(写し)のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会入会員への周知等についてご配慮の程よろしくお願いいたします。

なお、本県における行政処分を受けた准看護師に対する再教育の具体的な実施方法等については現在、検討中であるため後日改めてご連絡させていただきます。





医政発第 0331013 号

平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する
再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）において保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正が行われ、安心、安全な医療の提供、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところであるが、今般、その具体的な内容等について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

なお、この通知中、准看護師に対する再教育に係る部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願いたい。

記

1. 再教育

保健師等に対する再教育は厚生労働大臣、准看護師に対する再教育は都道府県知事の命令に基づき行われるものである。

2. 再教育の対象者

再教育の対象者となるのは、平成 20 年 4 月 1 日以降に戒告処分及び業務停

止処分を受けたすべての保健師等及び准看護師並びに取消処分後に手続きを経て保健師等又は准看護師の再免許を受けようとする者である。

3. 再教育の内容等

再教育は、下記の（１）の区分に従い、対象となるすべての保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する集合研修、業務停止処分を受けた保健師等に対する課題研修、業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する個別研修を行うものである。

なお、准看護師の再教育の内容は、「9. 准看護師の再教育の内容等について」のとおりとする。

- （１） 保健師等の再教育の内容は、職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|--|------------------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | 集合研修 |
| ② 業務停止１年未満の処分を受けた保健師等 | 集合研修及び個別研修又は集合研修及び課題研修 |
| ③ 業務停止１年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | 集合研修及び個別研修 |

- （２） 再教育に係る手数料（再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師籍等」という。）への登録申請手数料は含まない。）は、以下に定める額とし、再教育の対象者は、集合研修終了後、該当する手数料を納付しなければならない。

- | | |
|---|----------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | 7,850 円 |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | 15,700 円 |

4. 集合研修

集合研修は、再教育の対象者すべてに対し、以下のように行う。

- （１） 研修期間

集合研修の期間は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|---|-----|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | 1 日 |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | 2 日 |

(2) 研修内容

集合研修の内容は、職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容等とする。

5. 課題研修

課題研修は、業務停止1年未満の処分を受けた保健師等の中で、業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者（以下、「課題研修対象者」という。）に対し、以下のように行う。

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該課題研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとする。

(2) 課題研修修了報告書の提出

課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、課題研修の内容、その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の30日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、業務停止処分が3月以下の場合は、業務停止処分が終了する日の原則として14日前までに提出することとする。

課題研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は課題研修修了証を交付する。

6. 個別研修

個別研修は、業務停止処分を受けた保健師等（課題研修対象者は除く。）（以下、「個別研修対象者」という。）及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対し、以下のように行う。

(1) 研修時間

個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 業務停止1年未満の処分を受けた保健師等のうち、
課題研修対象者以外の者 20時間以上
- ② 業務停止1年以上2年未満の処分を受けた保健師等 80時間以上
- ③ 業務停止2年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 120時間以上

(2) 研修内容

個別研修の内容は、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、当該個別研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つものとするが、免許の停止中又は失効した者であるので、業務独占行為を伴う実務研修は行うことができないものである。

(3) 助言指導者の選任

個別研修を受ける場合、個別研修対象者は個別研修対象者に対して、助言、指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない。(以下、当該厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。)

(4) 助言指導者の要件

- ① 個別研修対象者と親族関係にない者であること。
- ② 保健師等免許取得後5年以上経過している者であること。
- ③ 助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等。
 - イ 個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル以上の者
 - ウ 看護関係団体の卒後教育担当者等
 - エ 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

ただし、助言指導者を複数選任する場合は、上記の①から③までの全ての要件を備えた助言指導者を必ず1人選任すれば足りることとするが、要件①については、他の助言指導者も必ず満たさなければならないものとする。

また、個別研修計画書及び個別研修修了報告書への署名は上記の全ての要件を備えた助言指導者が行うこととする。

なお、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会、学校長や看護関係団体の長等が組織として支援することが望ましい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、助言指導者の協力を得て、氏名、生年月日、保健

師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、助言指導者の氏名等を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、個別研修を開始しようとする日の 30 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、厚生労働大臣が当該計画書の内容の変更を命じることがある。

（６）個別研修修了報告書の提出

個別研修対象者は、個別研修を修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする保健師等を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、助言指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、業務停止処分が終了する日の 60 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

個別研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は個別研修修了証を交付する。

7. 再教育を修了した旨の保健師籍等への登録

（１）登録の申請手続

再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録の申請を行う場合には、政令で定める額の手数料 3,100 円に相当する収入印紙を貼付した申請書に保健師等免許証の写しを添付した上で、厚生労働大臣まで提出することとする。

なお、課題研修及び個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、保健師等免許証の写しに加えて、当該対象者に交付する研修修了証の写しを添付すること。

（２）留意事項

再教育の命令を受けた保健師等であって、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録を受けていない者については以下のような取扱いとする。

- ① 再教育を受けなかった保健師等については、保助看法第 45 条第 1 項に基づき、50 万円以下の罰金刑の対象となる。

- ② 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に基づき、再教育未修了の助産師は、助産所の管理者になることができない。

8. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者に対しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により不利益処分についての弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する保助看法第 15 条第 14 項の規定に基づく行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととする。

9. 准看護師の再教育の内容等について

准看護師に対する再教育については、保助看法第 15 条の 2 第 2 項、4 項及び 5 項並びに保助看法第 16 条の規定に基づき都道府県が実施するものとする。なお、准看護師に対する再教育の実施については、保健師等の再教育の実施方法等を参考とされたい。

（1）再教育の内容

准看護師に対する再教育は、倫理研修と技術研修を行うものであるが、再教育の具体的な内容については、都道府県知事が定めるものである。

（2）手数料

手数料については、都道府県知事が定める額を納付すること。

（3）再教育を修了した旨の准看護師籍への登録

登録の申請手続きについては、保健師等と同様とし、都道府県知事へ提出すること。

再教育の命令を受けた准看護師であって、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を受けていない者についての取り扱いは保健師等と同様とする。

10. 関係通知の一部改正

「医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成 7 年 11 月 21 日健政発第 905 号）の一部を別紙 1 のとおり改正し、「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330002 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

(参考)

○ 再教育研修期間等

	対 象	研修期間及び報告書
集合研修	戒告処分を受けた保健師等	1 日
	業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	2 日
課題研修	業務停止 1 年未満の処分を受けた保健師等の中で業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者	報告書の提出期限は、原則、業務停止処分終了日 30 日前、業務停止処分が 3 月以下の場合 14 日前
個別研修	業務停止 1 年未満の処分を受けた保健師等のうち課題研修対象者以外の者	20 時間以上
	業務停止 1 年以上 2 年未満の処分を受けた保健師等	80 時間以上
	業務停止 2 年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	120 時間以上

○ 個別研修計画書及び報告書の提出期限等

区 分	内 容	提 出 期 限
計画書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修実施期間、助言指導者の氏名、署名 等 (本文通知を参照)	原則、個別研修開始日 30 日前
報告書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修の開始・修了年月日、助言指導者の署名 等 (本文通知を参照)	原則、業務停止終了日 60 日前

○ 再教育に係る手数料

区 分	手 数 料
戒告処分を受けた保健師等	7,850 円
業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	15,700 円

○ 保健師籍等への登録申請手数料

区 分	手 数 料
再教育を修了した旨の登録申請	3,100 円

○医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について（平成 7 年 1 1 月 1 1 日健政発第 9 0 5 号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
意見の聴取等実施要領 第一 趣旨 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、<u>歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法</u>意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。 第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知 医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、<u>歯科医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第十五条第十四項（同法第十五条の二第七項の規定において準用する場合を含む。）</u>に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、<u>医師、歯科医師、保健師、助産師又は看護師</u>に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と<u>医師、歯科医師、保健師、助産師又は看護師</u>に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。	意見の聴取等実施要領 第一 趣旨 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、<u>歯科医師法及び保健師助産師看護師法</u>意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。 第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知 医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、<u>歯科医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第十五条第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、<u>医師又は歯科医師</u>に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と<u>医師又は歯科医師</u>に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。</u>

第三 意見の聴取手続 (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)

第六 留意事項 (略)

別紙 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別紙様式第3号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第7条第5項(歯科医師法第7条第5項又は保健師助産師看護師法第15条第3項)の規定による意見の聴取及び医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項(歯科医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項又は保健師助産師看護師法第15条の2第7項において準用する同法15条第9項)の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

第三 意見の聴取手続 (略)

第四 弁明の聴取手続 (略)

第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)

第六 留意事項 (略)

別紙 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別紙様式第3号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第7条第5項(歯科医師法第7条第5項又は保健師助産師看護師法第15条第3項)の規定による意見の聴取及び医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項(歯科医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項)の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
意見の聴取の期日		
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	
意見の聴取の主宰者	役職	
	氏名	

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名		
予定される再教育研修の内容		
根拠となる法令の条項		
再教育研修の原因となる事実		
再教育研修に係る弁明の聴取の日時		
再教育研修に係る弁明の聴取の場所		
再教育研修に係る弁明	名称	

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
意見の聴取の期日		
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	
意見の聴取の主宰者	役職	
	氏名	

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名		
予定される再教育研修の内容		
根拠となる法令の条項		
再教育研修の原因となる事実		
再教育研修に係る弁明の聴取の日時		
再教育研修に係る弁明の聴取の場所		
再教育研修に係る弁明	名称	

の聴取に関する事務を
所掌する部署

所在地

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項（同法第15条の2第7

の聴取に関する事務を
所掌する部署

所在地

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項）の規定による弁明の聴

項において準用する場合を含む。))の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
弁明の聴取の日時		
弁明の聴取の場所		
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	

(備考) あなたは、弁明の聴取の日時に出席して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
弁明の聴取の日時		
弁明の聴取の場所		
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	

(備考) あなたは、弁明の聴取の日時に出席して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

○医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について（平成19年3月30日医政発第0330002号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

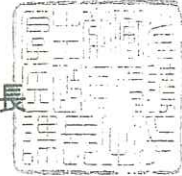
改 正 後	現 行
1 再教育の対象者 (略) 2 再教育の内容等 (1) (略) (2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。 ① 戒告処分を受けた医師等 <u>四三〇〇円</u> ② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>八六〇〇円</u> ③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>四万四千八百円</u> 3～8 (略)	1 再教育の対象者 (略) 2 再教育の内容等 (1) (略) (2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。 ① 戒告処分を受けた医師等 <u>三八〇〇円</u> ② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>七六〇〇円</u> ③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>七万二千円</u> 3～8 (略)



医政看第 0331001 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する
再教育研修の実施に係る留意事項について

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正により、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施するとされたことを受け、「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師及び准看護師に対する再教育研修の実施について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331013 号）を通知したところであるが、その実施に当たっての留意事項について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願うとともに、准看護師に対して実施する再教育との連携について協力願いたい。

記

1. 再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍への登録等
再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師等籍」という。）への登録に係る申請等は次のとおりとする。
 - （1）再教育研修修了証の交付
厚生労働大臣は再教育を修了した保健師等に対して、再教育研修修了証（以下、「修了証」という。）を交付する。
 - （2）修了証を受けた保健師等のうち、保健師、助産師又は看護師の免許を複数所持する保健師等は、免許毎に、再教育研修修了登録証申請書（以下、「申請書」という。）を提出することとなる。なお、申請に係る手数料は、1 免許当たり 3,100 円とする。

(3) 集合研修(1日対象者)を修了した保健師等

集合研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、研修終了時に厚生労働省医政局看護課再教育担当(下記記載を参照のこと。)に提出すること。

(4) 課題研修又は個別研修を修了した保健師等は、集合研修の際に配布される申請書の該当事項を記載し、保健師等免許証の写しと当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、更に手数料に相当する収入印紙を貼付の上、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(5) 厚生労働大臣は、申請書を提出した保健師等に対して、当該保健師等の再教育の修了を確認の上、当該保健師等籍に再教育を修了した旨の登録が済み次第、再教育研修修了登録証(以下、「登録証」という。)を交付する。

(6) 准看護師免許を所持する保健師等が、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を申請する場合は、当該対象者に交付される修了証の写しを添付し、当該対象者の行政処分を担当した都道府県に連絡の上、当該対象者の准看護師籍のある都道府県に対して申請書を提出すること。

なお、申請に係る方法、様式、手数料等は都道府県により異なるので必ず確認すること。

2. 助言指導者の選任

個別研修を受けようとする保健師等(以下、「個別研修対象者」という。)は、研修に当たり、助言・指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない(以下、厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。)が、助言指導者の選任は次のとおりとする。

(1) 個別研修対象者は、助言指導者として適した者(以下、「助言指導者候補者」という。)に対して、事前に就任依頼等を行い、ある程度特定できている場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当に連絡すること。その際、厚生労働省から助言指導者候補者に対して、助言指導者の役割等を説明し理解を得ることとしているため、個別研修対象者は助言指導者候補者に厚生労働省医政局看護課再教育担当より別途連絡があることを伝達しておくこと。

(2) 助言指導者候補者は、助言指導者となることを承諾した場合は、別紙の助言指導者指名承諾書(以下、「承諾書」という。)に記名押印又は署名し、厚生労働省医政局看護課再教育担当に提出すること。

(3) 厚生労働大臣は、承諾書を提出した助言指導者候補者について、助言

指導者として指名する。

なお、助言指導者を複数選任する場合にあっても、上記（１）～（３）の手続きを行うこと。

（４）個別研修対象者の身近に助言指導者候補者がいない場合は、その旨を厚生労働省医政局看護課再教育担当宛に連絡し、相談すること。

３．個別研修実施機関の選定

個別研修対象者は、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することを目的に、自ら研修を行う機関（個別研修実施機関）を選定することが望ましい。

４．その他

- ・ 再教育に係る手数料（再登録手数料は含まない。）は、保健師等宛に後日郵送する納入告知書により所定の額を銀行等で支払うこと。
- ・ 再教育に係る書類の提出、連絡先は下記のとおり。

〒１００－８９１６

東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局看護課 再教育担当

電話 ０３－３５９５－２２０６（直通）

FAX ０３－３５９１－９０７３

(別紙)

助言指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る助言指導者の指名を受けることを承諾します。

記

氏 名	印
所 属 ・ 役 職	
所 在 地	〒 電話番号：
保健師籍登録番号	第 号
助産師籍登録番号	第 号
看護師籍登録番号	第 号

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾する者が、保健師、助産師、看護師のいずれでもない場合には、保健師籍、助産師籍、看護師籍登録番号の欄は空欄にしておくこと。

受理年月日

平成 年 月 日

○保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続） 第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）<u>第一条の三</u>第一項の保健師免許の申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。 2 <u>令</u>第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 五（略） 3 4（略） （准看護師免許の申請手続） 第二条 <u>令</u>第一条の三第二項の准看護師免許の申請書は、第一号の三様式に準ずるものとする。 2 <u>令</u>第一条の三第二項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 二（略） 3（略） （保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録事項） 第三条 <u>令</u>第二条第一項第七号の規定により、同条同項第一号から第六号までに掲げる事項以外で保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録す	（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続） 第一条の三 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。）<u>第一条第一項</u>の保健師免許の申請書にあつては第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとし、看護師免許の申請書にあつては第一号の三様式によるものとする。 2 <u>令</u>第一条第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 五（略） 3 4（略） （准看護師免許の申請手続） 第二条 <u>令</u>第一条第二項の准看護師免許の申請書は、第一号の三様式に準ずるものとする。 2 <u>令</u>第一条第二項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 二（略） 3（略） （保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録事項） 第三条 <u>令</u>第二条第一項第六号の規定により、同条同項第一号から第五号までに掲げる事項以外で保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録す



る事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 免許証を書換交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日

三 (略)

(准看護師籍の登録事項)

第四条 令第二条第二項第六号の規定により、同条同項第一号から第五号までに掲げる事項以外で准看護師籍に登録する事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 免許証を書換交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日

三 (略)

(籍の訂正の申請書に添付する書類)

第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

(籍の抹消の申請手続)

第五条の二 法第十四条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から法第九条第三号又は第四号に該当することを理由として令第四条第一項の規定により保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登

る事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 免許証を書換え交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日

三 (略)

(准看護師籍の登録事項)

第四条 令第二条第二項第五号の規定により、同条同項第一号から第四号までに掲げる事項以外で准看護師籍に登録する事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 免許証を書換え交付又は再交付した場合には、その旨並びにその事由及び年月日

三 (略)

(籍の訂正の申請書に添附する書類)

第五条 令第三条第三項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添えなければならない。

録の抹消を申請する場合には、法第九条第三号又は第四号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

2 法第十四条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該准看護師から法第九条第三号又は第四号に該当することを理由として令第四条第二項の規定により准看護師籍の登録の抹消を申請する場合には、法第九条第三号又は第四号に該当することに関する医師の診断書を申請書に添付しなければならない。

第一章の二 再教育研修

(保健師等再教育研修)

第八条 法第十五条の二第一項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 倫理研修（保健師、助産師又は看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。以下同じ。）
- 二 技術研修（保健師、助産師又は看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。）

(准看護師再教育研修)

第九条 法第十五条の二第二項の厚生労働省令で定める研修は、次のとおりとする。

- 一 准看護師倫理研修（准看護師としての倫理の保持に関する研修をいう。）
- 二 准看護師技術研修（准看護師として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。）

第八条から第十七条まで 削除

(手数料)

第十条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「集合研修及び課題研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 戒告処分を受けた者 七千八百五十円
- 二 前号に該当しない者 一万五千七百円

(個別研修計画書)

第十一条 倫理研修又は技術研修（集合研修及び課題研修を除く。以下「個別研修」という。）に係る法第十五条の二第一項の命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者は、当該個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した個別研修計画書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）

二 個別研修の内容

三 個別研修の実施期間

四 助言指導者（個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）の氏名

五 その他必要な事項

2 前項の規定により個別研修計画書を作成しようとする場合には、あらかじめ助言指導者の協力を得なければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修計画書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ当該個別研修計画書が適切である旨の助言

指導者の署名を受けなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、再教育研修を適正に実施するため必要があると認めるときは、個別研修計画書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(個別研修修了報告書)

第十二条 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）

二 個別研修の内容

三 個別研修を開始し、及び修了した年月日

四 助言指導者の氏名

五 その他必要な事項

2 前項の個別研修修了報告書には、個別研修計画書の写しを添付しなければならない。

3 第一項の規定により作成した個別研修修了報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、あらかじめ個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が個別研修を修了したと認めるときは、当該者に対して、個別研修修了証を交付するものとする。

〔再教育研修を修了した旨の登録の申請〕

第十三条 法第十五条の二第三項の規定による登録を受けようとする者は、保健師籍への登録の申請にあつては第一号の四書式による申請書に、助産師籍への登録の申請にあつては第一号の五書式による申請書に、看護師籍への登録の申請にあつては第一号の六書式による申請書に、それぞれ保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

3 個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に係る第一項の規定の適用については、同項中「保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証」とあるのは、「個別研修修了証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証」とする。

〔再教育研修修了登録証の書換交付申請〕

第十四条 再教育研修を修了した旨の登録を受けた保健師、助産師又は看護師（以下「再教育研修修了登録保健師等」という。）は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、保健師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第一号の七書式による申請書に、助産師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第一号の八書式による申請書に、看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付の申請にあつては第一号の九書式による申請書に、それぞれ再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

ならない。

(再教育研修修了登録証の再交付申請)

第十五条 再教育研修修了登録保健師等は、再教育研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、保健師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第一号の十書式による申請書に、助産師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第一号の十一書式による申請書に、看護師に係る再教育研修修了登録証の再交付の申請にあつては第一号の十二書式による申請書に、それぞれ保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 再教育研修修了登録証を破り、又は汚した再教育研修修了登録保健師等が第一項の申請をする場合には、申請書にその再教育研修修了登録証及び保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写しを添えなければならない。

5 再教育研修修了登録保健師等は、再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、失つた再教育研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収 (※印ししないこと。)	欄
------------------	---

再教育研修了登録証申請書

保健師 登録番号	第											号	保健師 登録年月日	明 治 正 和 平 成							年				月				日
-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日												修了年月日												
平成				年				月				日	平成				年				月			日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修了登録証を申請します。

平成 年 月 日

本 (国 籍)	籍	都 道 府 県
--------------	---	------------

郵便番号	-	電話番号	()
------	---	------	-----

住 所	都 道 府 県	市 区 部 区	町 村	番 号
-----	------------	------------	-----	-----

ふ り が な	(氏)	(名)	印
氏 名			
通 称 名			

性 別	男
	女

生 年 月 日	明 治 正 和 平 成									年				月			日
---------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

- (注意)
- 1 ※印欄には、記入しないこと。
 - 2 該当する不効文字を○で囲むこと。
 - 3 黒ボールペンをうい、かい書ではつきり記入すること。
 - 4 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の四書式(第十三条関係)

(注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンをを用い、かき書ではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名をすることができ。る。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の五書式（第十三条関係）

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

職 (印し 認い 正.) 欄

再教育研修修了登録証申請書

看護師籍 登録番号	第												号	看護師籍 登録年月日	明 治 大 正 昭 和 平 成			年			月			日
--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--------------------------------------	--	--	---	--	--	---	--	--	---

1 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

開始年月日										修了年月日									
平成			年			月			日	平成			年			月			日

2 個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名

助言指導者の氏名

上記により、再教育研修修了登録証を申請します。

平成 年 月 日

本 (国 籍)	籍	都 道 府 県
------------	---	------------

郵便番号	-	電話番号	()
住 所	都 道 市 町 番地	府 県 郡 区 村 番 号	

ふ り が な	(氏)	(名)	印
氏 名			
通 称 名			

性 別	男
	女

生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成						年			月			日
---------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

- (注意)
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する不熟文字を○で囲むこと。
 - 黒ボールペンを用い、かい書ではつきり記入すること。
 - 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の六書式(第十三条関係)

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収	入	印	し	ない	こ	欄
(刷 印 し な い こ 欄)						

再教育研修修了登録証書換交付申請書

登録番号	第										号	登録年月日	明治 大正 昭和 平成			年			月			日
												再教育研修修了登録年月日	平成			年			月			日

変更を生じた事項

	変 更 前		変 更 後 (第 1 回)		変 更 後 (第 2 回)	
本 (国 籍)	都 道 府 県		都 道 府 県		都 道 府 県	
ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名						
通 称 名						
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女		男 ・ 女	
生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成		明 治 大 正 昭 和 平 成			
		年		年		
		月		月		日

上記により、再教育研修修了登録証の書換交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	一	電話番号	()
住 所	都 道 市 町 村 番 号		
	府 県 郡 区 村 番 号		
氏 名		印	
	生年 月日	明治 大正 昭和 平成	
			年 月 日

厚生労働大臣 殿

- (注意) 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 該当する不動文字を○で囲むこと。
3 黒ボールペンをし、かい書ではつきり記入すること。
4 記名押印に代えて、署名することができる。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の九番式(第十四条関係)

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収 (消印しないこと)	欄
----------------	---

再教育研修修了登録証再交付申請書

保健師 登録番号	第							号	保健師 登録年月日	明治 大正 昭和 平成			年		月		日
本 (国 籍)	都 道 府 県								再教育研修修 了登録年月日	平成			年		月		日

ふりがな (氏)	(名)
氏 名	
通 称 名	

性 別	男
	女

生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成						年		月		日
---------	----------------------	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---

上記の再教育研修修了登録証を(破った・汚した・失った)ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	—	電話番号	()
住 所	都 道 市 町 番地	府 県 郡 区 村 番 号	
氏 名		印	

厚生労働大臣 印

- (注意)
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する不動文字を○で囲むこと。
 - 黒ボールペンをうい、かい書ではつきり記入すること。
 - 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の十書式(第十五条関係)

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収 (用印しないこと。)	入 印 こ 紙 欄
-----------------	-----------------------

再教育研修修了登録証再交付申請書

助産師 登録番号	第							号	助産師 登録年月日	明 治 大 正 昭 和 平 成			年		月		日
本 (国 籍)	都 道 府 県								再教育研修 修了登録年月日	平 成			年		月		日

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
通 称 名		

生 年 月 日	明 治 大 正 昭 和 平 成							年		月		日
---------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---

上記の再教育研修修了登録証を(破った・汚した・失った)ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	一	電話番号	()
住 所	都 道 市 町 番地	府 県 郡 区 村 番 号	
氏 名		印	

厚生労働大臣 殿

- (注意)
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する不動文字を○で囲むこと。
 - 黒ボールペンを用い、かい書ではつきり記入すること。
 - 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の十一書式(第十五条関係)

※ 登録番号	
※ 登録年月日	

収	入	印	し	な	い	こ	欄
---	---	---	---	---	---	---	---

再教育研修修了登録証再交付申請書

登録番号	第									号	登録年月日	明治 大正 昭和 平成			年		月		日
本 (国 籍)										都 道 府 県	再教育研修修了登録年月日	平成			年		月		日

ふりがな(氏)	(名)
氏 名	
通 称 名	

性 別	男
	女

生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成							年		月		日
---------	----------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	---

上記の再教育研修修了登録証を(破った・汚した・失った)ので、再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

平成 年 月 日

郵便番号	一	電話番号	()
住 所	都 道 市 区 町	番 地	
	府 県 郡 村 番 号		
氏 名		印	

厚生労働大臣 殿

- (注意)
- ※印欄には、記入しないこと。
 - 該当する不動文字を○で囲むこと。
 - 黒ボールペンをし、かい書ではつきり記入すること。
 - 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一号の十二番式(第十五条関係)

改 正 後	改 正 前
（手数料） 第八条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「団体研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 一 戒告処分を受けた者 <u>四千二百円</u> 二 一年未満の医業の停止の処分を受けた者 <u>八千六百円</u> 三 前二号に該当しない者 <u>四万四千八百円</u>	（手数料） 第八条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「団体研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 一 戒告処分を受けた者 <u>三千八百円</u> 二 一年未満の医業の停止の処分を受けた者 <u>七千六百円</u> 三 前二号に該当しない者 <u>七万二千元</u>

○歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（手数料） 第八条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「団体研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 一 戒告処分を受けた者 <u>四千三百円</u> 二 一年未満の歯科医業の停止の処分を受けた者 <u>八千六百円</u> 三 前二号に該当しない者 <u>四万四千八百円</u>	（手数料） 第八条 倫理研修又は技術研修で厚生労働大臣が行うもの（以下「団体研修」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 一 戒告処分を受けた者 <u>三千八百円</u> 二 一年未満の歯科医業の停止の処分を受けた者 <u>七千六百円</u> 三 前二号に該当しない者 <u>七万二千元</u>

改正後	改正前
第二条（略） 2 助産師（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第三項の規定による登録を受けた者に限る。）でない者で助産所を開設したものが、法第七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならぬ事項は、前項第四号から第六号までに掲げる事項とする。 3 （略） 第五条 助産所を開設した助産師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。 一 開設者の住所及び氏名（免許証（開設者が保健師助産師看護師法第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、免許証及び再教育研修修了登録証）を提示し、又はその写しを添付すること。） 二（五）（略）	第二条（略） 2 助産師でない者で助産所を開設したものが、法第七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならぬ事項は、前項第四号から第六号までに掲げる事項とする。 3 （略） 第五条 助産所を開設した助産師が、法第八条の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。ただし、助産所の開設者が当該助産所を譲渡し、又は助産所の開設者について相続があつたときは、当該助産所を譲り受けた者又は相続人は、第二条第一項第五号及び第六号に掲げる事項のうち変更がない事項の届出を省略することができる。 一 開設者の住所及び氏名（免許証を提示し、又はその写しを添付すること。） 二（五）（略）



保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 保健師助産師看護師法施行令の一部改正

一 保健師等再教育研修を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下「保健師籍等」という。）

への登録に関する手数料の額を定めること。（第一条関係）

二 保健師籍等の登録等に関する事項

（一） 保健師籍等及び准看護師籍の登録事項として、再教育研修を修了した旨を追加すること。（第二条

第一項第六号及び第二項第五号関係）

（二） 保健師助産師看護師法（以下（二）において「法」という。）第九条第一号若しくは第二号に該当し、

又は保健師、助産師若しくは看護師（以下「保健師等」という。）又は准看護師としての品位を損す

るような行為のあつた者について、法第十四条第一項又は第二項の規定による取消処分をするため、

当該処分に係る保健師等又は准看護師に対し、厚生労働大臣又は都道府県知事が行政手続法第十五条

第一項の規定による通知等をした後に当該保健師等又は准看護師から保健師籍等又は准看護師籍の登

録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該処分に関する手続が結了

するまでは、当該保健師等又は准看護師に係る保健師籍等又は准看護師籍の登録を抹消しないことができるものとする。こと。（第五条の二第一項及び第二項関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第二 薬剤師法施行令の一部改正

一 再教育研修を修了した旨の薬剤師名簿への登録に関する手数料の額を定めること。（第一条関係）

二 薬剤師名簿の登録等に関する事項

(一) 薬剤師名簿の登録事項として、再教育研修を修了した旨を追加すること。（第四条第五号関係）

(二) 薬剤師法（以下(二)において「法」という。）第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第八条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法第十五条第一項の規定による通知等をした後に当該薬剤師から薬剤師名簿の登録の消除の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に關する手続が終了するまでは、当該薬剤師に係る薬剤師名簿の登録を消除しないことができるも

のとすること。（第七条関係）

三 医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、厚生労働大臣が公表する事項を定めるものとする。（第十四条関係）

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 所要の規定の整備

地方自治法施行令について所要の規定の整備を行うものとする。（附則第二条関係）

政令第 号

保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部の施行に伴い、並びに保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十五条の二第六項及び第七項並びに第十六条並びに薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第八条の二第四項及び第五項、第十条並びに第二十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第一条 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（保健師等再教育研修修了の登録等に関する手数料）

第一条 保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第十五条の二第六項の政令で定める手数料の額は、三千百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十

円)とする。

(保健師等再教育研修の命令に関する技術的読替え)

第一条の二 法第十五条の二第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定		読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第九項		前条第一項	次条第一項
		業務の停止	保健師等再教育研修
第十五条第十項第一号		前条第一項	次条第一項
第十五条第十二項		第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十項
第十五条第十三項		都道府県知事又は医道審議会の委員	都道府県知事
		第九項又は第十一項前段	第九項
第十五条第十四項		第三項又は第九項	第九項
		意見の聴取又は弁明の聴取	弁明の聴取

第十五条第十五項

第三項の規定により意見の聴取を行う場合にお

第九項

ける第四項において読み替えて準用する行政手

続法第十五条第一項の通知又は第九項

第十五条第十八項

第三項若しくは第九項

第九項

意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第

弁明の聴取

十一項前段の規定により医道審議会の委員が弁

明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により

准看護師試験委員が弁明の聴取

、
第二条第一項第五号中「免許の取消し又は業務の停止の」を「法第十四条第一項の規定による」に改め

、
同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第十五条の二第三項に規定する保健師等再教育研修を修了した旨

、
第二条第二項第四号中「免許の取消し又は業務の停止の」を「法第十四条第二項の規定による」に改め

、
同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨

第三条第一項中「保健師、助産師」を「保健師」に改め、「前条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「助産師籍」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 助産師は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、助産師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（登録抹消の制限）

第五条の二 法第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第十四条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第十五条第四項において準用する行政手

続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から第四条第一項の規定による保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該保健師、助産師又は看護師に係る保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録を抹消しないことができる。

2 法第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第十四条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該准看護師から第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、都道府県知事は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該准看護師に係る准看護師籍の登録を抹消しないことができる。

第六条（見出しを含む。）及び第十条中「書換え交付」を「書換交付」に改める。

第十一条中「保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第二十五条中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「第三条第四項」を「第三条第五項」に改

める。

(薬剤師法施行令の一部改正)

第二条 薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条」を「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五項並びに第十条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条中「薬剤師法」を「法」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公表事項)

第十四条 法第二十八条の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 薬剤師の氏名及び性別

二 薬剤師名簿の登録年月日

三 法第八条第二項第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた薬剤師であつて、法第八条の

二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないも

のに係るものに限る。)

四 法第八条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項

イ 厚生労働大臣が定めた業務の停止の期間を経過していない薬剤師に係る処分

ロ 当該処分を受けた薬剤師であつて、法第八条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分

第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条第一項中「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条の見出し及び同条第一項中「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条を第八条とし、第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録消除の制限)

第七条 法第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第八条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労

働大臣が行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から前条第一項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該薬剤師に係る薬剤師名簿の登録を消除しないことができる。

第三条を第五条とする。

第二条第四号中「免許の取消し又は業務の停止の」を「法第八条第一項又は第二項の規定による」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 法第八条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨

第二条を第四条とし、第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（再教育研修修了の登録等に関する手数料）

第一条 薬剤師法（以下「法」という。）第八条の二第四項の政令で定める手数料の額は、四千五十円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項

の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三千九百円」とする。

（再教育研修の命令に関する技術的読替え）

第二条 法第八条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定		読み替えられる字句	
第八条第十二項	第二項	次条第一項	読み替える字句
	業務の停止	再教育研修	
第八条第十三項第一号	第二項	次条第一項	
第八条第十五項	第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十三項	
第八条第十六項	都道府県知事又は医道審議会の委員	都道府県知事	
	第十二項又は第十四項前段	第十二項	
	第六項又は第十二項	第十二項	
第八条第十七項	意見の聴取又は弁明の聴取	弁明の聴取	

第八条第十八項	第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項	第十二項
第八条第十九項	第六項若しくは第十二項 意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	第十二項 弁明の聴取

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の項中「第一条第一項」を

「第一条の三第一項」に、「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同表薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の項中「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条」を「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五項並びに第十条」に改める。

理 由

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、保健師等再教育研修及び薬剤師の再教育研修が実施されることとなることから、保健師籍等又は薬剤師名簿にこれらの研修を修了した旨を登録する際の手数料を定める等所要の規定を整備する等の必要があるからである。

新旧対照条文 目次

一 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）（第一条関係）	1
二 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）（第二条関係）	6
三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二条関係）	11

○保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

（保健師等再教育研修修了の登録等に関する手数料）

第一条 保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第十五条の二第六項の政令で定める手数料の額は、三千百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。

（保健師等再教育研修の命令に関する技術的読替え）

第一条の二 法第十五条の二第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第九項	前条第一項 業務の停止	次条第一項 保健師等再教育 研修
第十五条第十項 第一号	前条第一項	次条第一項
第十五条第十二項	第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十項
第十五条第十三項	都道府県知事又は医道審議会の委員	都道府県知事

第十五条第十四項	第九項又は第十一項前段 第三項又は第九項 意見の聴取又は弁明の聴取	第九項 第九項 弁明の聴取
第十五条第十五項	第三項の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第九項	第九項
第十五条第十八項	第三項若しくは第九項 意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取	第九項 弁明の聴取

(免許の申請)

第一条の三 (略)

(籍の登録事項)

第二条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 四 (略)

五 法第十四条第一項の規定による処分に関する事項

六 法第十五条の二第三項に規定する保健師等再教育研修を修了した旨

(免許の申請)

第一条 (略)

(籍の登録事項)

第二条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 四 (略)

五 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

七 (略)

2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 三 (略)

四 法第十四条第二項の規定による処分に関する事項

五 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨

六 (略)

(登録事項の変更)

第三条 保健師又は看護師は、前条第一項第二号又は第三号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、保健師籍又は看護師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 助産師は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、助産師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

3 (略)

4 前三項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添えなければならない。

5 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が第一項から第三項までの申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(登録抹消の制限)

第五条の二 法第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第十四条第一項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る保健師、助産師又は看護師に対し、厚生労働大臣が行政手続法

六 (略)

2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

一 三 (略)

四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

五 (略)

(登録事項の変更)

第三条 保健師、助産師又は看護師は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、保健師籍、助産師籍又は看護師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 (略)

3 前二項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添えなければならない。

4 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が第一項又は第二項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該保健師、助産師又は看護師から第四条第一項の規定による保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該保健師、助産師又は看護師に係る保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録を抹消しないことができる。

2 法第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第十四条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る准看護師に対し、都道府県知事が行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該准看護師から第四条第二項の規定による准看護師籍の登録の抹消の申請があつた場合には、都道府県知事は、当該処分に關する手続が終了するまでは、当該准看護師に係る准看護師籍の登録を抹消しないことができる。

(免許証の書換交付)

第六条 保健師、助産師又は看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、厚生労働大臣に免許証の書換交付を申請することができる。

2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交付を申請することができる。

3 4 (略)

(省令への委任)

第十条 前各条に定めるもののほか、保健師、助産師、看護師又は准看

(免許証の書換え交付)

第六条 保健師、助産師又は看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、厚生労働大臣に免許証の書換え交付を申請することができる。

2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。

3 4 (略)

(省令への委任)

第十条 前各条に定めるもののほか、保健師、助産師、看護師又は准看

護師の免許、籍の訂正又は免許証の書換え交付若しくは再交付の申請の
手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(学校又は看護師等養成所の指定)

第十一条 主務大臣は、法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一
条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学校」と
いう。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第二十
二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第二号に規定す
る看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を行う場
合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に
關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十五条 第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、第五
条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条から
第十四条まで及び第十七条の規定により都道府県が処理することとさ
れている事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六
条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することと
されている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定す
る第一号法定受託事務とする。

護師の免許、籍の訂正又は免許証の書換え交付若しくは再交付の申請
の手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(学校又は看護師等養成所の指定)

第十一条 主務大臣は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二
百三号。以下「法」という。）第十九条第一号、第二十条第一号、第
二十一条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校（以下「学
校」という。）又は法第十九条第二号に規定する保健師養成所、法第
二十条第二号に規定する助産師養成所若しくは法第二十一条第二号に
規定する看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の指定を
行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の
事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(事務の区分)

第二十五条 第一条第一項、第三条第四項、第四条第三項、第五
条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条から第
十四条まで及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされ
ている事務（第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第六
条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することと
されている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）は、地方自治
法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第
一号法定受託事務とする。

○薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（再教育研修修了の登録等に関する手数料）

第一条 薬剤師法（以下「法」という。）第八条の二第四項の政令で定める手数料の額は、四千五十円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三千九百円）とする。

（再教育研修の命令に関する技術的読替え）

第二条 法第八条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第十二項	第二項	次条第一項
第八条第十三項	業務の停止	再教育研修
第八条第十三項第一号	第二項	次条第一項
第八条第十五項	第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十三項
第八条第十六項	都道府県知事又は医道審議会 の委員	都道府県知事
	第十二項又は第十四項前段	第十二項

第八条第十七項	第六項又は第十二項	第十二項
意見の聴取又は弁明の聴取	弁明の聴取	
第八条第十八項	第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項	第十二項
第八条第十九項	第六項若しくは第十二項意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	第十二項 弁明の聴取

(免許の申請)

第三条 (略)

(薬剤師名簿の登録事項)

第四条 薬剤師名簿には、次に掲げる事項を登録する。

一 三 (略)

四 法第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項

五 法第八条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨

六 (略)

(薬剤師名簿の訂正)

第五条 1・2 (略)

(免許の申請)

第一条 (略)

(薬剤師名簿の登録事項)

第二条 薬剤師名簿には、次に掲げる事項を登録する。

一 三 (略)

四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項

五 (略)

(薬剤師名簿の訂正)

第三条 1・2 (略)

(登録の消除)

第六条 1・2 (略)

(登録消除の制限)

第七条 法第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第八条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る薬剤師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該薬剤師から前条第一項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が終了するまでは、当該薬剤師に係る薬剤師名簿の登録を消除しないことができる。

(免許証の書換交付)

第八条 薬剤師は、薬剤師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

2・3 (略)

(免許証の再交付)

第九条 1・5 (略)

(免許証の返納)

第十条 薬剤師は、薬剤師名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。第六条第二項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請

(登録の消除)

第四条 1・2 (略)

(免許証の書換え交付)

第五条 薬剤師は、薬剤師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2・3 (略)

(免許証の再交付)

第六条 1・5 (略)

(免許証の返納)

第七条 薬剤師は、薬剤師名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請

する者についても、同様とする。

2 (略)

(省令への委任)

第十一条 (略)

(薬剤師試験委員)

第十二条 1・2 (略)

(受験手数料)

第十三条 法第十六条第一項に規定する政令で定める手数料の額は六千八百円とする。

(公表事項)

第十四条 法第二十八条の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 薬剤師の氏名及び性別

二 薬剤師名簿の登録年月日

三 法第八条第二項第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた薬剤師であつて、法第八条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係るものに限る。)

四 法第八条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項

イ 厚生労働大臣が定めた業務の停止の期間を経過していない薬剤師に係る処分

ロ 当該処分を受けた薬剤師であつて、法第八条の二第一項の規定

する者についても、同様とする。

2 (略)

(省令への委任)

第八条 (略)

(薬剤師試験委員)

第九条 1・2 (略)

(受験手数料)

第十条 薬剤師法第十六条第一項に規定する政令で定める手数料の額は六千八百円とする。

による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分

(事務の区分)

第十五条 第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五項並びに第十条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第十一条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
政令	事務	政令	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
保健師助産師看護 師法施行令（昭和 二十八年政令第三 百八十六号）	第一条の三第一項、第三条第五項、第四条第三項、 第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八 条第五項、第十二条から第十四条まで及び第十七条 の規定により都道府県が処理することとされている 事務（第三条第五項、第四条第三項、第五条第二 項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項 の規定により処理することとされている事務にあつ ては、准看護師に係るものを除く。）	保健師助産師看護 師法施行令（昭和 二十八年政令第三 百八十六号）	第一条第一項、第三条第四項、第四条第三項、第五 条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第 五項、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規 定により都道府県が処理することとされている事務 （第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第 六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定 により処理することとされている事務にあつては、 准看護師に係るものを除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）
薬剤師法施行令 （昭和三十六年政 令第十三号）	第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二 項、第九条第二項及び第五項並びに第十条の規定に より都道府県が処理することとされている事務	薬剤師法施行令 （昭和三十六年政 令第十三号）	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二 項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定に より都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）	（略）	（略）

参 照 条 文 目 次

【保健師助産師看護師法施行令改正関係】

一 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）	1
二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）	4
三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）	9
四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）	9

【薬剤師法施行令改正関係】

六 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）	9
七 薬剤師法（昭和三十五年法律第三十六号）	12

【附則関係】

八 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	15
九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	16

【保健師助産師看護師法施行令改正関係】

○保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）

（免許の申請）

第一条 保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 准看護師免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事にこれを提出しなければならない。

（籍の登録事項）

第二条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名及び生年月日
 - 三 保健師籍又は看護師籍にあつては、性別
 - 四 保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験合格の年月
 - 五 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
 - 六 その他厚生労働大臣の定める事項
- 2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
 - 三 准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名
 - 四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
 - 五 その他厚生労働大臣の定める事項

（登録事項の変更）

第三条 保健師、助産師又は看護師は、前条第一項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、保健師籍、助産師籍又は看護師籍の訂正を厚生労働大臣に申請しなければならない。

2 准看護師は、前条第二項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、免許を与えた都道府県知事に准看護師籍の訂正を申請しなければならない。

- 3 前二項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添えなければならない。
- 4 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が第一項又は第二項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(登録の抹消)

- 第四条 保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請するには、厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

- 2 准看護師籍の登録の抹消を申請するには、免許を与えた都道府県知事に申請書を提出しなければならない。
- 3 業務に従事する保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が前二項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(死亡等の場合の登録の抹消)

- 第五条 保健師、助産師、看護師又は准看護師が、死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録の抹消を申請しなければならない。
- 2 業務に従事していた保健師、助産師、看護師又は准看護師について前項の申請をする場合には、就業地の都道府県知事を経由しなければならない。

(免許証の書換え交付)

- 第六条 保健師、助産師又は看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、厚生労働大臣に免許証の書換え交付を申請することができる。

- 2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。

- 3 前二項の申請をするには、申請書に免許証を添えなければならない。
- 4 第一項又は第二項の申請は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。

(免許証の再交付)

- 第七条 保健師、助産師又は看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、厚生労働大臣に免許証の再交付を申請することができる。

2 准看護師は、免許証を亡失し、又は損傷したときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。

3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

4 免許証を損傷した保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師が、第一項又は第二項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

5 保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

6 第一項又は第二項の申請及び前項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。

(免許証の返納)

第八条 保健師、助産師又は看護師は、保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請するときは、厚生労働大臣に免許証を返納しなければならない。第五条第一項の規定により保健師籍、助産師籍又は看護師籍の登録の抹消を申請する者についても、同様とする。

2 准看護師は、准看護師籍の登録の抹消を申請するときは、免許を与えた都道府県知事に免許証を返納しなければならない。第五条第一項の規定により准看護師籍の抹消を申請する者についても、同様とする。

3 保健師、助産師又は看護師は、免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

4 准看護師は、免許の取消処分を受けたときは、五日以内に、免許証を当該処分をした都道府県知事に返納しなければならない。

5 前各項の免許証の返納は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。

(行政処分に関する通知)

第九条 都道府県知事は、他の都道府県知事の免許を受けた准看護師について、免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、その准看護師の免許を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事の免許を受けた准看護師について、業務の停止処分をしたときは、その准看護師の免許を与えた都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の事由及び内容を通知しなければならない。

(省令への委任)

第十条 前各条に定めるもののほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許、籍の訂正又は免許証の書換え交付若しくは再交付の申請の手續に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(事務の区分)

第二十五条

第一条第一項、第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務(第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)「良質な医療を提供するための体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正後」

第九条 次の各号のいずれかに該当する者には、前二条の規定による免許(以下「免許」という。)を与えないことがある。

- 一 罰金以上の刑に処せられた者
- 二 前号に該当する者を除くほか、保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
- 三 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第一項の規定による処分に関する事項その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。

第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、登録年月日、第十四条第二項の規定による処分に関する事項その他の准看護師免許に関する事項を登録する。

第十二条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行う。

2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行ふ。

3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍に登録することによつて行ふ。

4 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行ふ。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、助産師免許証若しくは看護師免許証又は准看護師免許証を交付する。

第十三条 厚生労働大臣は、保健師免許、助産師免許又は看護師免許を申請した者について、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により当該申請に係る免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。

2 都道府県知事は、准看護師免許を申請した者について、第九条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護師免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならぬ。

第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 免許の取消し

2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 免許の取消し

3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

第十五条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前条第二項又は第三項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ准看護師試験委員の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

8 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第六項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれを行ななければならない。

9 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

10 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間を
おいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 前条第一項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の原因となる事実

三 弁明の聴取の日時及び場所

11 厚生労働大臣は、第九項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員
に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは
「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

12 第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証
拠書類又は証拠物を提出することができる。

13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を
作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しな
ければならない。

14 厚生労働大臣は、第三項又は第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、
都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分内容及び根拠となる条項

三 当該処分の原因となる事実

15 第三項の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の
通知又は第九項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内
容に基づいたものでなければならない。

16 都道府県知事は、前条第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事による弁明の機会
の付与に代えて、准看護師試験委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。

17 第十項、第十二項及び第十三項の規定は、准看護師試験委員が前項の規定により弁明の聴取を行う場合について準用
する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、
第十二項中「第十項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第十七項において準用する
第十項」と、第十三項中「都道府県知事又は医道審議会の委員」とあるのは「准看護師試験委員」と、「第九項又は第十
一項前段」とあるのは「第十六項」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

18 第三項若しくは第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合、第十一項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合又は第十六項の規定により准看護師試験委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十五条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2 都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前二項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6 第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7 前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に關して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四十二条の四 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項に

において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているものについて、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2
3
4 （略）

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2
3 （略）

【薬剤師法施行令改正関係】

○薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）

（免許の申請）

第一条 薬剤師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(薬剤師名簿の登録事項)

第二条 薬剤師名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別
- 三 薬剤師国家試験合格の年月
- 四 免許の取消し又は業務の停止の処分に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の定める事項

(薬剤師名簿の訂正)

第三条 薬剤師は、前条第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、薬剤師名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に申請の原因たる事実を証する書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(登録の消除)

第四条 薬剤師名簿の登録の消除を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 薬剤師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、薬剤師名簿の登録の消除を申請しなければならない。

(免許証の書換え交付)

第五条 薬剤師は、薬剤師免許証(以下「免許証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、厚生労働大臣の定める額の手数料を納めなければならない。

(免許証の再交付)

第六条 薬剤師は、免許証を破り、よごし、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請については、前条第三項の規定を準用する。

4 免許証を破り、又はよごした薬剤師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。

5 薬剤師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第七条 薬剤師は、薬剤師名簿の登録の消除を申請するときは、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。第四条第二項の規定により薬剤師名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。

2 薬剤師は、免許を取り消されたときは、五日以内に、住所地の都道府県知事を経由して、免許証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

(省令への委任)

第八条 この政令で定めるもののほか、申請書及び免許証の様式その他薬剤師の免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(薬剤師試験委員)

第九条 薬剤師試験委員（以下「委員」という。）は、薬剤師国家試験（以下「試験」という。）を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、試験の執行ごとに、厚生労働大臣が任命し、その試験が終わったときには退任する。

2 委員は、非常勤とする。

(受検手数料)

第十条 薬剤師法第十六条第一項に規定する政令で定める手数料の額は、六千八百円とする。

(事務の区分)

第十一条 第一条、第三条第二項、第四項第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による改正後】

（薬剤師名簿）

第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。

（免許の取消し等）

第八条 （略）

2 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 免許の取消し

3 （略）

4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者（第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあった者として第二項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

5 厚生労働大臣は、第一項、第二項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

7 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第

一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

8 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

9 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

10 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

11 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第九項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

12 厚生労働大臣は、第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

13 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間を置いて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容

二 当該処分の原因となる事実

三 弁明の聴取の日時及び場所

14 厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

15 第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しな

ければならない。

17 厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該処分に係る者の氏名及び住所

二 当該処分内容及び根拠となる事項

三 当該処分の原因となる事実

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

19 第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（再教育研修）

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十二項から第十九項まで（第十四項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令等への委任）

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

（薬剤師の氏名等の公表）

第二十八条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

【附則関係】

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（政令に定める法定受託事務）

第一条 政令に定める法定受託事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。）で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務（同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。）にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務（同条第二号第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。）にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
（略）	（略）
保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）	第一条第一項、第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項、第八条第五項、第十二条から第十四条まで及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第三条第四項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第四項、第七条第六項及び第八条第五項の規定により処理することとされている事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）
（略）	（略）
薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）	第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務
（略）	（略）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二条（略）

2 8（略）

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

10 17（略）

